

社会福祉法三晃福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三晃福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- 一 役員 理事及び監事をいう。
- 二 役員等 役員及び評議員をいう。
- 三 常勤役員 毎月一定の業務執行が求められる役員で、当法人では、理事長及び常務理事がこれに当たる。

(報酬等の支給)

第3条 役員等（常勤役員を除く。）が当法人の業務を行う場合には、次の各号に定める報酬等を支払うことができる。

- 一 報酬 法人業務を行う日一日につき、別表1及び別表2に定める額。なお、同日に複数の業務を行った場合は、報酬金額の最も大きい業務に対する報酬のみ支払うものとする。これは、次号においても同じとする。
- 二 費用弁償 当法人旅費規程に基づき算出した交通費等の額。ただし、第7条に定める出張旅費と重複する場合は、支払わないものとする。

2 常勤役員には、次の各号に定める報酬等を支払うことができる。

- 一 報酬 別表3に定める額を上限として、理事会において決定した額。
- 二 諸手当 当法人給与規程に基づき職員に準じて算定した扶養手当、住宅手当及び通勤手当に相当する額を上限として、理事会において決定した額。
- 三 賞与 当法人給与規程に基づき職員に準じて算定した期末勤勉手当に相当する額を上限として、理事会において決定した額。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給されている者に対しては、前条に基づく報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、原則として当該業務があった都度、支給する。ただし、常勤役員の報酬等については、当法人給与規程第4条の規定に基づき、職員に準じて支給するものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り)

第6条 常勤役員が月の中途に就任又は退任（ここでは解任を含む。）したときは、当法人給与規程第7条の規定を準用し、在任期間に応じて、報酬及び諸手当の額を日割り計算して支給する。

2 前項において、日割り計算は、次の算式により行い、1円未満の端数が生じた場合、50銭未満は切り捨て、それ以上は1円に切り上げるものとする。

$$\text{報酬等の月額} \div \text{当該月の歴日数} \times \text{当該月の在任日数}$$

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、当法人旅費規程に基づき算出した旅費を支給することができる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1 この規程は、平成21年 5月21日より適用する。

1 この規程は、平成29年 6月17日（平成29年4月1日以降に開催される評議員会で承認された日）より適用する。ただし、苦情対応第三者委員に関する規定等（第6条並びに別表1及び別表2の一部）の改正（削除）については、平成29年3月10日より適用する。

1 この規程は、平成30年 7月30日より適用する。

1 この規程は、令和 元年 6月22日より適用する。

1 この規程は、令和 4年 6月18日より適用する。

別表1 役員（常勤役員を除く。）の報酬（一人当たり）

業務内容等	報酬額
理事会及び評議員会出席	日額 5,000円
その他法人の業務	日額 5,000円
年度総額	年額 100,000円

別表2 評議員の報酬（一人当たり）

業務内容等	報酬額
評議員会出席	日額 5,000円
その他法人の業務	日額 5,000円
年度総額	定款第8条に定める額

別表3 常勤役員の報酬（一人当たり）

役職名	報酬額（上限）
理事長	月額 400,000円
常務理事	月額 360,000円